

令和4年度使用県立中学校社会歴史的分野に係る教科用図書の採択事務処理について

令和3年7月21日
千葉県教育庁教育振興部学習指導課
電話 043-223-4060

令和4年度使用県立中学校社会歴史的分野に係る教科用図書の採択については、令和3年3月30日付け2初教科第67号の通知を踏まえ、採択替えを行うこととする。

その際、千葉県教育委員会において行う新たに発行されることとなった教科用図書の調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することとする。

【参考】

1 義務教育諸学校の教科用図書の検定、採択・使用期間

学校種	区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	検定	◎				◎	
	採択	△	△				△
	使用開始		○	○			
中学校	検定	◎	◎	再申請			◎
	採択		△	△	▲		
	使用開始			○	○	●	

- ・〔◎検定 △採択 ○使用開始〕は「全教科」小・中学校は原則として4年ごと
- ・令和2年度教科書検定における再申請において、種目歴史において、新たに1者発行されることになった教科用図書があったため、令和3年度は採択権者の判断により種目歴史について、採択替えが可能である。
〔▲種目歴史の採択替えが可能 ●採択替えした際の使用開始〕
- ・太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程によるもの

2 令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）【抜粋】

令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

その際、以下の（ア）から（カ）までの事項に留意すること。（中略）

（ア）採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

（イ）採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

（ウ）新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

（令和3年3月30日付け2初教科第67号文部科学省初等中等教育局教科書課長長通知）

3 令和4年度使用県立中学校教科書の採択に関する基本的な考え方【抜粋】

3 調査研究の観点

- ① 体験的な学習や問題解決的な学習など、生徒が主体的に学習に取り組むことができる内容が充実しているか。
- ② 生命尊重の心や自尊感情、規範意識など、各教科における道徳教育との関連を考慮した内容が充実しているか。
- ③ 生徒が健康の保持増進や安全などについて自ら考え、主体的に判断し、健康で安全な生活を実践する能力と態度を育成する内容が充実しているか。
- ④ 生徒が郷土や国を愛する心や誇りをもち、自信をもって郷土や国の特色・魅力を発信するとともに、グローバル社会に対応した資質・能力を育むための内容が充実しているか。
- ⑤ 学校の教育目標に基づき、独自の教育課程の実施に適した内容が充実しているか。